



アポ
あり! 潜入レポート!!

contents

会長挨拶	河野 芳輝	2
県知事ご挨拶	河野 俊嗣	3
宮崎市長ご挨拶	清山 知憲	4
日行連会長ご挨拶	常住 豊	5
県議会議員ご挨拶	坂口 博美	6
県議会議員ご挨拶	二見 康之	7
県議会議員ご挨拶	日高 陽一	8
県議会議員ご挨拶	後藤 哲朗	9
県議会議員ご挨拶	山内かなこ	10
政治連盟通信		11
広報月間報告		12
アポあり! 潜入レポート!!		14
新入会員紹介		17
変更届・退会者		18
会からのお知らせ		19
一般倫理研修案内		20

Administrative MIYAZAKI

行政みやざき

宮崎県行政書士会

写真『ユキマサくん 道の駅「都城NiQLL」にあらわる!』 撮影 後藤 由美 会員



2024年2月1日発行

242号



会長あいさつ

宮崎県行政書士会 会長 河野 芳輝

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の活動に対しご指導ご鞭撻を賜り、厚く衷心よりお礼申し上げます。

昨年は、行政書士制度にとって大きな一歩ともいえる出来事が3つありました。

まず、1つ目は、総務省から金融機関や日公連等に発出された「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」に関する書面です。この事は、それらの職務に行政書士として就職できるという事を公的機関が明らかに示したという事で、これまでの行政書士業務に関連して継続安定した顧客対応が可能となりました。県民の生活に密着したリーガルサービスを提供してきた我々にとって、諸権利・諸利益を守る手段が明確になったことは、大変有意義な事です。

次に2つ目は、全会員に対する一般倫理研修の受講義務化です。国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講義務化によって、会員全体の意識を高め、国民からの信頼の一層の向上と行政書士法の目的達成に寄与する事を目的とするものです。多くの士業団体が研修の受講義務制度を持つ中、広い業務範囲を持つ我々にとっては、難しい課題でした。昨今の社会情勢や業界を第三者から見た際に、全員が一定の倫理観を持って職務に服していることは、もはや当たり前となったこのタイミングでの実施は、正に正鵠を得ているといえます。

最後の3つ目は、日行連の定めた、全国統一方式での職務上請求書の確認作業です。①組織的な指導・管理体制の構築、②払出し時の確認作業の厳格化、③不正使用者への罰則の強化、④倫理研修の受講義務化の4つの柱を軸とした内容です。①の「組織的な指導・管理体制の構築」においては、全国の多くの単位会では平成19年度より開始していましたが、弊会のように指導監督をしてこなかった単位会も少数あったため、日行連が指導・管理の基準を明確にし、組織的かつ統一的な対応を定め、規則に基づく職務上請求書の払出し管理の指針を示しました。②の「払出し時の確認作業の厳格化」においては、払出し時の使用済み控え綴りの確認作業について、日行連は、行政書士業務の実務を行わない事務局職員が対応することは、実務を知る会員が確認すれば察知できる不正を見逃す恐れがあることから、当該確認作業は会員である役員等が行うよう限定されました。③については、適正使用をして頂いている皆様には関係がございません。④につきましては、2つ目で記載させて頂いた一般倫理研修の受講義務を果たして頂く事です。これより先、職務上請求書の適正使用は、行政書士が法令で使用を認められた士業者であり続けるためには、当たり前としていく必要があります。

いずれも、会員皆様のご尽力を頂かねば、成果を上げていくことは叶いません。さらなる行政書士制度の発展に努めてまいりますので、何卒ご協力ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、会員皆様方とご家族様方のご多幸を祈念致しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

宮崎県知事 河野 俊嗣

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

宮崎県行政書士会会員の皆様におかれましては、日頃から県民と行政の架け橋として、県民の利便性の向上はもとより、県政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

近年、行政手続のデジタル化が求められる中、デジタルに不慣れな方へのマイナンバーカードの代理申請など、行政書士が活動するフィールドは広がりを見せており、今後、より一層、頼れる街の法律家として御貢献いただくことを御期待申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類相当に引き下げられ、社会が再始動した年となりました。

また、「WBC侍ジャパン」や「ラグビー日本代表」の合宿をはじめ、本県では23年ぶりのサミット関係閣僚会合となった「G7宮崎農業大臣会合」の開催、国際定期便「宮崎—ソウル線」の運行再開、高速道路の整備進展、置県140年を記念した「宮崎県人会世界大会」の初開催など、明るい話題が続き、本県の魅力を国内外に向けて広く発信することができました。

令和6年度は本県の「強み」を最大限に生かし、更なる県勢発展に向けて、3つの日本一挑戦プロジェクトを掲げ、本県独自の施策を積極的に展開してまいります。「子ども・若者プロジェクト」では、出逢い・結婚、妊娠・出産の希望を叶えるとともに、安心して子育てできる教育環境づくりにより、日本一生き育てやすい県を目指します。「グリーン成長プロジェクト」では、再造林率日本一への挑戦とともに、循環型農林水産業の展開による産業成長、各分野における脱炭素化を推進します。「スポーツ観光プロジェクト」では、スポーツ環境日本一に向けて、世界レベルのスポーツ大会・合宿等の誘致のため、本県の受入環境・体制を更に磨き上げ、地域経済の活性化や観光振興につなげてまいります。

いずれも、日本一という高い目標の達成に向けて、強い覚悟と決意をもって取り組んでまいります。

今後とも、県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、安心と希望にあふれる宮崎県づくりに全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、宮崎県行政書士会の今後ますますの御発展と、本年が会員の皆様にとりまして希望に満ちた明るい年となりますよう祈念申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。





新年のごあいさつ

宮崎市長 清山 知憲

新年おめでとうございます。

行政書士の皆様におかれましては、市民の生活に密着した頼れる街の法律家として、市政各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

行政書士制度の歴史は古く、明治5年の司法職務定制による代書人制度に始まり、昭和26年の行政書士法成立を経て現在に至っていると伺っております。

そして、本市もまた、今年で市制施行100周年という大きな節目を迎えます。大正13年、当時の宮崎郡宮崎町、大淀町、大宮村を廃し、その区域をもって宮崎市がスタートしました。人口は42,920人と現在の10分の1ほどの規模でしたが、そこから檜、赤江など周辺町村との合併、さらに、平成18年には佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年には清武町と合併し現在に至ります。

一世紀という歴史の中で、先人のたゆまぬ努力や知恵に培われ、豊かな風土に育まれてきた産業、歴史や文化などの価値を高め、来たるべき新時代にふさわしい未来を切り拓いていきたいと考えております。

さて、日本行政書士会連合会におかれましては、昨年9月1日に、「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のため、行政側と行政書士の両者による我が国の行政及び社会のオンライン化・デジタル化に向けて協力していくことをデジタル庁と合意されています。

本市でも、これまで市の窓口で申請を受付けていた各種手続きの一部が、お手持ちのスマートフォンやパソコンから、いつでも、どこでもオンラインでできる「宮崎市スマート申請」を開始していますが、社会のデジタル化が急速に進む一方で、インターネット等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に格差が生じることも懸念されます。

そのため、行政手続のオンライン化等を進めていくうえで、市民に身近で地域の実情にも精通した行政書士の皆様の役割は益々重要になってくるものと考えております。

今後も激変する環境の変化にしっかりと対処しながら、力強く成長、発展する都市（まち）を目指すとともに、市民の皆様が、この宮崎市に愛着を感じ、幸せや豊かさを感じることでできるまちづくりを進めてまいりますので、行政書士の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、宮崎県行政書士会の今後益々のご発展と、新しい年が皆様にとって希望に満ちたものとなりますよう心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





令和6年年頭所感

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

宮崎県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならないことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関して、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わり積み上げた行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基盤構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの代理申請手続事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各单位会と地元自治体での連携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となって、積極的に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、真っ先に「そうだ、行政書士に相談しよう！」と想起していただけるような存在になるべきだと考えています。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、国民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、宮崎県行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

宮崎県議会 議員 坂口 博美

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

この4年間にわたり、私達の生活に大きな脅威を及ぼし続けてきた新型コロナの位置づけが昨年5月に見直されました。この見直しにより、感染拡大防止の為に行政が講じる事のできる対策については、法に基づいて国民に対し様々な要請や関与が行える仕組みから、国民の自主的な取組をベースとした国民自らが行う感染防止の為の対応へと変わりました。

つまりこれからは、日常における感染防止対策を一律に求めることや、陽性者や濃厚接触者に対する外出自粛要請がなされることなどはなくなったのであります。そのような理由で、今後は、コロナに翻弄されていたとも言える大変窮屈な生活から解放され、従前のように、人と人との絆が全ての基本であったあの当時の慣れ親しんだ暮らしに戻れるのではとの期待を持ったところでもありました。

しかしながら、この間、ソーシャルディスタンスなる思想の下、多くの分野でデジタル化が急激に進み、今日では、これが、社会の様々な面において新たな仕組みやあり方を求めつつあるなど、経済は勿論、国民生活全般に渡っての変革を求めてきております。則ち、これからの私達は、多くの面において未知なる世界への一步を余儀なくされていると感じます。

ところで、経済評論家の大前研一氏の言葉に「突破できる人間とできない人間との違いは、要するに、自分にはまだ経験が無いというときに、そこを避けて通るか、『とりあえず入ってみよう。何かあるかもしれない。』と思うかの違いである。なぜなら最初から成功の道が見えている人間など今の世界にはいないからだ。」というのがあります。未知なる世界で成果を出すには、新しい事へ挑戦し試行錯誤を行いながら前に進む能力が大きく問われようかと察します。

そのような中、法においても、書士会の目的について「国民の権利利益の実現に資する。」との規定が明記されるなど、国民・県民に最も身近な「我が街の法律家」としての意義と責任は一層重いものとなりました。

申し上げましたように、社会の仕組みが大きく変わり行き、且つ、先の見えない時代にあつてのデジタル化の急激な進展は、特にデジタル弱者にあつては大きなリスクを伴うことも否定できません。

書士会の皆様におかれましては、今後、どのような時代が来ようとも、誰一人としてその利益を決して損なうことのないよう、一層その役割と責任とを果たしてくださるようお願いしております。

終わりに、新年にあたり宮崎県行政書士会のますますのご発展と会員各位様の更なる御活躍を心から祈念申し上げ、ごあいさついたします。





新年のご挨拶

宮崎県議会 議員 二見 康之

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては清々しいお気持ちで新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃より国民と行政の架け橋として地域に密着した活動を展開されている行政書士の皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、昨年5月には新型コロナも5類感染症へ移行し、各種団体の総会や懇親会、運動会や文化祭などの学校行事、夏祭りや敬老会などの地域行事も多くのところで再開されたことかと存じます。私もできうる限りそれらに参加させて頂きましたが、特に祭りやイベントでは、それは沢山の人の賑わいで大いに盛り上がりおりました。これまでの停滞した3年間を取り戻すかのような熱気を感じたものの、県議会において本県経済状況について調査を行ったところ、实体经济はコロナ前の7、8割程度の回復という現状で、これまでもコロナからの再生支援や物価・燃油高騰等にかかる支援等に取り組んでは参りましたが、まだまだ厳しい状況が続いているようです。今後より一層実情に合った的確でスピーディーな施策展開に取り組んでいく必要がございます。また、産業界におきましては慢性的になりつつある人材不足の問題が深刻化しているようであります。外国人技能実習制度の拡充をはじめ外国人の雇用などにおける入国管理局へ申請や帰化申請手続き等も増えてくるものと考えられます。今後とも、日頃より街の法律家として現場に立たれ、地域住民や事業者の方々の生の声を多数お聞きになられている先生方の忌憚のないご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

地域住民や事業者の方々にとって、行政書士の先生方が事業者の営みに寄り添われ、正に身近な良き相談相手として、必要不可欠な国家資格者としてのご活躍が期待されるところであります。今後も行政書士制度の発展と会員皆様のご発展とご多幸を心よりご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。





ごあいさつ

宮崎県議会 議員 日高 陽一

新年あけましておめでとうございます。

宮崎県行政書士会の皆様におかれましては、晴れやかな新春を迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

皆様方には、地域住民に身近な行政手続の専門家として、行政事務の円滑化と県民の利便性の向上に多大な御尽力をいただいていることに対し、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は4月のG7宮崎農業大臣会合や10月の宮崎県人会世界大会、また韓国との国際定期便の再開など、世界的な繋がりに関する話題が多い年となりました。県内でも、様々なイベントが復活し、コロナ禍で行動が制約された約3年間を取り戻すべく、日々社会が動いていることに、人間の強さを感じると同時に、やはり社会は人と人の繋がりがあってこそ成り立つものであると実感しているところでもあります。

一方で、その社会を支える人材が、人口減少により、様々な分野で不足しております。皆様も外国人労働者に関する相談や事業承継に関する問い合わせ等を受ける中で、実感されているものと存じますが、これから社会構造が大きく変化していく中で、県民や企業が抱える課題も複雑化し、許認可や法務の知見を有する行政書士の皆様方の支援が必要不可欠になってまいります。本県の未来が希望に満ちあふれたものとなるよう、引き続き皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

私も県議会議員の一人としまして、行政書士会の皆様方が活動しやすい環境づくりを進めていくとともに、県民が心豊かに暮らすことのできる県になるよう、精一杯努めてまいります所存であります。

結びに、本年が、県民にとって明るい話題にあふれ、素晴らしい一年となりますこと、並びに、宮崎県行政書士会の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。





ごあいさつ

宮崎県議会 議員 後藤 哲朗

新年あけましておめでとうございます。

宮崎県行政書士会会員の皆様方におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から暮らしに身近な街の法律家として、事業者や県民に向け、手厚い支援を行っていただいております。深く感謝と敬意を表する次第であります。

さて、昨年は、長かったコロナ禍からようやく抜けだし、様々な催しが県内各地で開催され、明るい話題も多く目にした一方、大雨による災害や燃油・資材価格の高騰が続くなど、厳しい1年でもありました。

また、Chat GPTをはじめとしたAIなどが注目され、生活に関する様々な手続きをスマートフォンやパソコンから行うことが主流になりつつあるなど、デジタル化も急速な進展を見せております。今後もその流れが続くことが想定され、行政書士の皆様を取り巻く環境も、大きく変化していく可能性がございます。

このような中、行政書士会の皆様方が時代の要請に応えるべく研修・研鑽に努めておられますことを大変心強く感じておりますとともに、社会が複雑化する中において、『行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資する』という行政書士の皆様の力に大変期待しております。

どうか、皆様方には、県民の利便性の向上を図り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

県議会といたしましても、引き続き、県民の皆様が安全・安心で心豊かに暮らすことのできる社会づくりに、全力で取り組んでまいり所存であります。

結びに、宮崎県行政書士会の今後ますますの御発展と会員の皆様方の今年一年の御健勝、御活躍を祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。





ごあいさつ

宮崎県議会 議員 山内かなこ

新年おめでとうございます。

市民、県民の生活を「街の法律家」として支えていただいている貴団体のご活動にあらためて敬意を表します。

以前、県内の女性行政書士の皆さんと意見交換をさせていただきました。その際に、「高齢化、核家族化が進み、身近に頼れる親族がない、認知症の方、お一人様が増えている。私たちは『申請』という手段を通して、その方々の生活、命を守っている」と、強い危機感と使命感を持ってお話して下さった女性がいらっしゃいました。

現在の日本社会は、申請しなければ行政サービスを受けることができない「申請主義」の側面があります。申請できなければ（そもそも法律や制度を知っていなければ、理解していなければ）、必要な行政サービス、支援を受けることができません。

そのような中、別の女性から「子どもの頃からの教育が大事。法教育にも力を入れている」とのお話もうかがい、心強く感じました。未来ある子どもたちのために、私としてもぜひ応援させていただきたい活動の一つです。

さて、2023年に日本漢字能力検定協会が発表した「今年の漢字」は、「税」でした。

「税」になるのは2014年に続いて2回目。初めて選ばれた2014年は、4月に消費税が5%から8%に引き上げられた年でもありました。

2023年は防衛増税、所得税・住民税の定額減税など、1年を通じて税をめぐる議論が活発化した年でした。年末には連日のように、自民党の派閥が開いた政治資金パーティーをめぐる問題が報道され、複数の閣僚、政権幹部の交代にまで発展。政治資金収支報告書への不記載という事実について、法を遵守すべき立場としてどう説明するのか。政治資金収支公開制度の本質が理解されているのか。税金の使い方を決める、法律をつくる、という重要な役割を担う国会議員自身の「カネ」の問題に、物価高騰で必死に生活を送る国民感覚とはかけ離れた、乖離感、途絶感を覚えた方も、少なくないのではないのでしょうか。

新年も、ともに悩み考える県議として、一層精進してまいります。

40代で初の会長就任となられた河野芳輝会長をはじめ、法律の力によって市民県民を守ってくださる皆さまとともに、歩んでまいりたい所存です。ご指導ご支援のほどよろしくお願いいたします。

結びに、皆さまのご多幸を心から祈念申し上げます。良い一年となりますように。





政治連盟通信

報告者 宮崎県行政書士政治連盟 小野 孝一

新年を迎え、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、政治連盟ではこの1年間さまざま活動をしてまいりました。この機会にこれまでの活動のご紹介をさせていただきます。

三役（会長、副会長、幹事長）を中心に各幹事の協力のもと、県選出の衆参国會議員主催の政経セミナーや国政報告会、自民党や公明党主催の国・県への要望ヒアリングに参加いたしました。また本会と一緒に、河野俊嗣宮崎県知事及び清山知憲宮崎市長を表敬訪問いたしました。

また、本会と共催で毎年9月の県議会開会の時期に、6名の県議會議員の方々と懇話会を開催させていただいています。この懇話会では、時節の話題による情報交換や本会の取り組みについてのご紹介をさせていただいています。昨年9月の懇話会では、成人年齢引き下げに伴う「法学習（高校での出前講座）」の取り組みについてお話をさせていただきました。出席された議員の皆様には興味をしめしていただき、その重要性をご認識いただけたと存じます。

次に、県庁本課及び県内の各出先機関（土木事務所、保健所等）における書類の受付対応についてお話をいたしました。特に出先機関によっては、担当者が不在や欠勤の際書類を受領せず預かるケースがございました。この点は行政手続法からみても問題があり、その点を重点にお話いたしました。その後懇話会出席の県議會議員の方のご協力により、10月5日に県総務課より県庁各課及び出先機関に対し、「收受文書の適正な取り扱いについて」の文書が発出されました。文書の主な内容は「許認可等に係わる事務処理手続き」における適正かつ迅速な取り扱いで、今回の文書発出により、適正かつ迅速な取り扱いがこれまで以上に促進されれば、我々行政書士のみならず広く県民の利益に資することが期待できると存じます。

今後も政治連盟では、行政書士に関する新しい法律の制定や現行法律の改正等によりいっそう力を入れて活動をしてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和5年9月21日宮崎市長表敬訪問



令和5年10月20日宮崎県知事表敬訪問



[行政書士広報月間] 無料相談会の報告

報告者 広報部 平田 房子

日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及・浸透・拡大及び業務の適正な運用と会員の意識高揚を図ることで行政手続きの円滑な実施に寄与すべく様々な活動に取り組んでおります。

新聞広告、ラジオ、HP、市町村HPのバナー広告、新聞折り込みチラシ等々で告知し、7支部それぞれの会場にて対面式の相談会を開催いたしました。

権利義務・事実証明では遺言・相続が34件、各種契約2件、戸籍関係1件、その他8件。また、許認可関係は建設・風営4件、農地転用1件、自動車関係1件、その他3件という内容となりました。

行政書士制度の認知向上により国民・県民の皆様の利便に資するため、より一層の広報活動を推進してまいります。今後も、会員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。



地区	日程	相談件数
宮崎	10月21日(土)	18件
会場：宮交シティ1F 東口エントランスホール 相談内容：遺言・相続・各種契約・建設・風営・農地転用・偽ブランド品詐欺・危険道路相談・不動産贈与の税金・会社支店設立		

地区	日程	相談件数
都城	10月28日(土)	10件
会場：ウエルネス交流プラザ 茶霧茶霧ギャラリー（西面） 相談内容：遺言・相続		



地区	日程	相談件数
日南	10月28日(土)	3件
会場：日南市生涯学習センターまなびピア 相談内容：遺言・相続・建設・風営・事業承継、 時間外労働		



地区	日程	相談件数
小林	10月3日(火)	1件
会場：小林市地域防災センター 相談内容：遺言・相続		



地区	日程	相談件数
日向	10月12日(木)	4件
会場：日向市障がい者センター（あいとぴあ） 相談内容：遺言・相続・消費者トラブル		



地区	日程	相談件数
延岡	10月6日(金)	7件
会場：川中コミュニティセンター 相談内容：遺言・相続・戸籍関係		



地区	日程	相談件数
高千穂	10月7日(土)	11件
会場：高千穂コミュニティセンター 相談内容：遺言・相続・各種契約・建設・風営・ 自動車		



アポ
あり!

潜入レポート!!

vol. 4



こんにちは♪広報部の宮川です。今回は、都城支部の今村かおり会員の事務所へ潜入してまいりました。「コーヒー講座に参加してドリップコーヒーのいれ方を教えてもらったんです。」と、おいしいコーヒーで出迎えてくださいました。笑顔がとってもステキな女性ですよ。



いまむら
今村かおり

◎ 経歴

都城市出身
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校 卒業
広島市立大学 国際学部 卒業
2018年行政書士開業（行政書士事務所力オリノ）

◎ 趣味

温泉 美術館めぐり



Q. パソコンの画面がワイドですね。初めて見ました。
立ったまま作業されるのですね。

[今村先生] ウィンドウをたくさん開けるので便利ですよ。
立っているのは、ちょっとしたダイエット（笑）



Q. 行政書士になる前は、どういうお仕事をされていたのですか？

[今村先生] 大学を卒業してすぐ、1年弱ぐらい、横浜の方で行商をしていました。大田市場っていう日本で一番大きい市場があるのですが、そこで季節の果物を仕入れて、例えば、みかん10kg箱を5～6箱ぐらい、それぞれ台車に積んで、担当のエリアをガラガラと引きながら、歩いてまわっていました。1日8時間ぐらい、「いりませんか？いりませんか？」って、飛び込み営業みたいなことをしていました。ノルマはなかったのですが、果物は傷むので「自分が売れる分だけ持って行ってね」と言われていて、個人の家や会社をまわり、道を歩いている人にも全員声をかけていたんですよ。全部売れた日もあれば、売れない日もありましたね。それなりに楽しかったですけど、想像していたより大変でした。

Q. え～!! 初めての仕事が行商とは、驚きです。その後はどうされましたか？

[今村先生] そのあと都城市に帰ってきて、カラオケ屋さんとコールセンターの掛け持ちでバイトしていたんですけど、1年後ぐらいに、コールセンター1本にしぼって、正社員としてオペレーター兼SV（スーパーバイザー）として5年ぐらい働きました。旅行の部署やアーティストのチケットの部署で仕事をしていました。働きながら、漢字検定を受けてみたり、宅地建物取引士の資格をとったりしていました。もともと祖父がここで不動産業をやっていて、弟も同じ時期に宅建の資格をとったので、3人で働き始めました。



Q. この事務所で、お祖父様が不動産屋をされていたのですね。いずれは継ごうと思っていたのですか？

【今村先生】 全然考えていなかったです。祖父からも不動産業を継いでくれと言われたことはないです。コールセンターでは1日50本~80本くらいの電話を受けていました。私はすごく人と話すのが好きだったので、楽しかったんですよ。でも、電話だとなんとかでもいう方もたまにいらっちゃって、対面ならそうでもないと思うんですが…もう5年くらい仕事していましたので、そろそろ対面でお客相手のお仕事をしたいなと思っていましたよね。ちょうどそのときに、弟が、「一緒に不動産の仕事をやろうよ」と誘ってくれて、楽しそうだなと思って不動産の仕事を始めました。

Q. 行政書士になったきっかけを教えてください。

【今村先生】 都城市は農地が多いので、農地転用して家を建てる相談や、親が亡くなったのでこの土地どうしようという相談がけっこう多いんですね。そのたびに司法書士の方や行政書士の方にお仕事をお願いして、いろいろなものが整ったら仲介するという流れだったのですが、私が行政書士になったら、もうちょっとお客さまが楽になるんじゃないかなとか、お客様の役にたてるんじゃないかなと思ったんですよ。不動産の仕事始めて1年くらい経ったときに、行政書士の勉強を始めて、なんとか合格できたので登録しました。行政書士業務では、弟を補助者として登録し、不動産業務と併せて2人でやっています。2人で情報を共有しながら、なるべくお客様に迷惑をかけないように動くように心掛けています。



Q. 仲のいい姉弟ですね。秘訣は？

【今村先生】 弟の方が、ケンカをしても折れてくれます（笑）。



Q. 不動産業をしていると、やはり農地転用が主にされている業務ですか？

【今村先生】 そうですね。あとは、貸家にけっこう外国人の方が住んでいるので、申請取次業務もしています。最近は相続が多いですね。

Q. 今後広げていきたい業務がありますか？

【今村先生】 業務を広げるというより、相続と不動産を絡めながらやっていきたいなと思います。弟がFPの方を勉強しているので、土地を売ったお金をどうしたいのか、買うときにどうしたらもっと豊かな生活が送れるのかというような資産運用のアドバイスを含めたトータル的なサポートができるようになったらいいなと思っています。



Q. 経営理念を考える上で、お祖父様の経営の仕方とか、そこに受け継ぐものがあったりしますか？

【今村先生】 受け継ぐもの？すごく考えさせられる質問ですね（笑）。私の祖父は、大工や保険の営業をやっていて、保険の営業をやっていくうちに不動産屋を始めたんですよ。私と弟と一緒に仕事をする前は、建売とかをやっていたんですね。分譲したりとか。私は「自由だな」と祖父のことを見ていました。自分がいいなと思う物件を買ってましたし、アパートを作ったり、貸家を作ったり。仲介もしていましたが、自分が売主になってやっていることが多かったと思います。祖父がやっていた建売が、安くて評判がよかったんですよ。良心的だったと思います。仕事がない人に仕事を紹介するようなことなどもやっていたので、本当に困っている人を助けていたなと自分の身内ながら思います。私もそういう感じで、人の役に立てたらいいなと思います。自分の生活も大事ですが、人に喜んでもらえたらいいなと思っていますね。



素敵なおじいちゃんですね。

【今村先生】 祖父は一昨年85歳で亡くなったんですけど、亡くなる3年くらい前まで、2週間に1回くらいはゴルフに行って、夜は牟田町に行って、楽しんで夜中に帰ってくるという感じでした。自由だし、人の役にも立っていたし、すごく毎日満たされている感じだったんです。それをいいなと思っていました。

そういうお祖父様の姿をずっと見ているから、今の先生があるんですね。

【今村先生】 そうですね。知らない間に無意識のうちに影響を受けているのかもしれないです。頑固なおじいちゃんでしたけど（笑）。礼儀を重んじる人だったので、お客様が事務所に入ってきたときに、挨拶をしないときには、「挨拶をなさい。」とお客様に注意していましたし、ヒゲが生えていたら、お客様が帰った後に、弟に「ヒゲはちゃんと剃ったほうがいい。」とか、すごく礼儀のことでは言われたりしましたね。今思うとすごく勉強させてもらっていたなっていうのがありますね。ありがたいですね。

最後に、宮崎県行政書士会 会員へ向けて一言お願いします。

【今村先生】 入会して5年経ちますが、入会当初から先輩方には、数えきれないくらい本当にお世話になっています。みんな普段は一人一人でお仕事していると思うんですけど、横のつながりがあるっていうのがすごく心強いなと思ながら仕事をしています。最後に決めるのも自分ですし、努力しないといけないのも自分なんですけど、心の奥底で先輩方が後ろにいてくれるという気持ちがあるので、安心して仕事ができます。テキストもけっこう買ったのですが、本だけではなかなか難しいときがあります。これどうなんだろう？と迷ったときには、電話したり、事務所に伺わせていただいて、本当に助けていただいています。実務的なことだけでなく、お客様との接し方など知らないことばかりで、勉強することが多いですが、これからもよろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました！コーヒーごちそうさまでした！



温泉好きの今村会員のおすすめは、昨年リニューアルオープンした都城市の「山田温泉」だそうです。お湯はもちろんのこと、特にシャワーがお気に入りなんだとか。ぜひ行ってみたいですね！では、次回もお楽しみに♪

新入会員紹介



黒木 宏史

〒880-0841
宮崎市吉村町寺ノ下甲
2285番地3
TEL. 0985-62-1766



長友 愛

〒880-0844
宮崎市柳丸町87番地2
第一コーポはらだ305号室
TEL. 080-6469-3050



小八重綾子

〒880-0937
宮崎市京塚2丁目3-28
小八重アパート2F
TEL. 0985-72-6536



濱田 真次

〒886-0004
小林市細野2036番地12
下野秀晴事務所内
TEL. 0984-23-2685



春永 貴史

〒880-0905
宮崎市中村西1丁目6番31号
TEL. 0985-88-2800



戸敷 正

〒880-0841
宮崎市吉村町寺ノ下甲
2285番地3
TEL. 0985-62-1766



吉川 翔

〒880-0872
宮崎市永楽町137番地
TEL. 0985-28-0877



日高 大開

〒880-0212
宮崎市佐土原町下那珂字
下ノ山2957番地166
TEL. 090-8085-9620





桑原 勇

〒889-1605
宮崎市清武町加納甲1855-20
TEL. 080-5265-1855



内村 成良

〒885-0111
都城市菓子野町10146-3
TEL. 090-9565-0956



兒玉 孝一

〒881-0034
西都市妻町三丁目20番地
KDMビル B1
TEL. 0983-32-8010

変更届

中武 幸世 〒880-0804 宮崎市宮田町2番29号 燃料会館2F TEL. 0985-71-3706
(使用人) (行政書士法人黒木事務所)

蛭川 督野 〒880-0121 宮崎市大字島之内6295番地1 第9うちだ屋302号室 TEL. 090-2717-2966

張 勁恒 〒880-0055 宮崎市南花ヶ島214番地2 TEL. 090-9164-6033

退会者

木山 誠 令和5年7月24日 廃業

那須美知代 令和5年10月31日 廃業

有田 正忠 令和5年9月22日 廃業

竹之内敏伸 令和5年11月8日 廃業

山尾 伸子 令和5年10月26日 廃業



会からのお知らせ

宮崎県行政書士会

連 con の「取扱い業務」登録について

県会事務局には日々行政書士の紹介を求める電話が入ります。ほとんどが「〇〇の手続きができる先生を教えてください」という内容です。公平性を保つためにも直接の案内は行わず、日本行政書士会連合会（日行連）の検索サイトをご案内しています。日行連の会員検索サイトには、「住所」や「主な取扱い業務」で絞り込みをかける機能があります。取扱い業務を設定して新規顧客の開拓にお役立てください。

日行連のホームページ「会員ログイン」後、マイページにて登録ができます。



検索サイトの「主な取扱い業務」

廃業のお届けについて

行政書士業務を廃業される場合、廃業日は日行連の決済日となります。廃業日が翌月となった場合、その月までの会費が発生します。廃業の申請書類はご希望日の1週間前までに宮崎県行政書士会にご提出ください。

変更登録について

事務所や電話番号だけでなく、自宅の転居や他士業開業の場合にも変更登録申請が必要です。登録時の状況が変わった場合は速やかに変更のお届けをお願いします。

※届出の様式は宮崎県行政書士会の会員ページからダウンロードできます。

補助者証について

補助者証の更新期日は個別に連絡はいたしません。補助者証有効期限にご注意ください。また、補助者が退職した場合は「補助者廃止届」の提出と補助者証の返却が必要となります。

会費について

県会会費・支部会費は3ヶ月分を1期として4期に分納、4, 7, 10, 1月の22日が引落日となっております。事前に残高のご確認をお願いします。



一般倫理研修の受講はお済みでしょうか？

[総務財務部]

年度末に掛けて、一般倫理研修の駆け込み受講が予想されます。未受講の会員におかれましては、早めにVOD形式にて受講いただきますよう、お願いいたします。

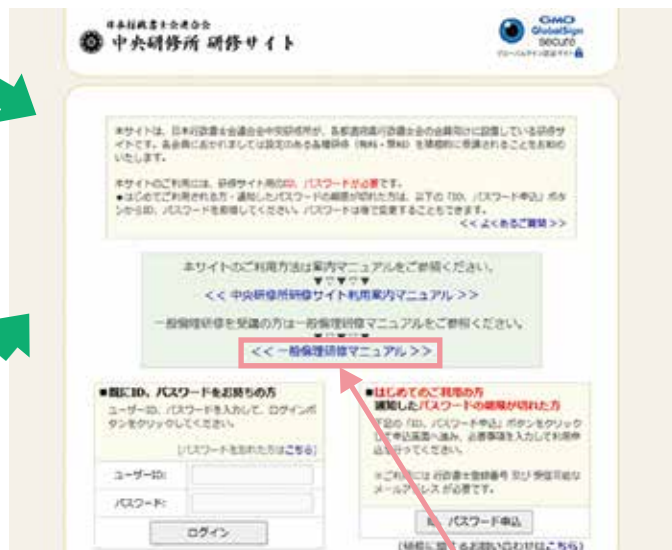
【一般倫理研修マニュアルの確認方法】

A. 下記リンクからアクセスする。

<https://gyousei.informationstar.jp/>
↑をクリックしてください。

B. 下のQRコードを読み取り、アクセスする。

スマートフォン・タブレット等でアクセスする場合、カメラ機能やアプリを使用してQRコードを読み取ってアクセスしてください。



ここをクリック！

職務上請求書払い出し手続きへのご協力、ありがとうございます。

[審査委員会・総務財務部]

職務上請求書の払い出し要件が変更されて半年が経過しました。払い出しに時間が掛かる等、会員の皆様方にはご負担をおかけしておりますが、皆様方のご協力のもと、スムーズに手続きを進めることができていることを、感謝申し上げます。

さて、職務上請求書確認作業の中で、下記の不備が多く見られます。今年度いっぱいには不備があった場合でも理由書等の提出を求めませんが、必ず通知書「備考欄」をご確認いただき、指摘のあった内容を是正し、適正使用の実施をお願いします。

なお、ご質問等ございましたら、その旨を事務局へメールにてお伝えください。審査委員会から折り返しご連絡いたします。事務局員へ強くご意見される会員がいらっしゃいますが、くれぐれもおやめくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【よくあるご注意いただきたい不備事項】

- **訂正箇所**に、**訂正印**が押されていない。
→ 訂正印は、提出用の複写ページだけでなく、控えにも必ず押印するようにしてください。
- **「世帯主」**が抜けている。
→ 「世帯主」は未記入でも自治体は受け付けますが、職務上請求書の記入事項です。本人にご確認の上、できる限り記入するようにしてください。

発行所 / 宮崎県行政書士会
発行者 / 河野 芳輝

発行日 / 2024年2月1日
編集人 / 宮川 泰子 後藤 由美 平田 房子

〒880-0812 宮崎市高千穂通1丁目5番35号 グラン高千穂1F
TEL.0985-24-4356 FAX.0985-29-4195

HP:<https://mz-gyousei.org/>
E-mail:info@mz-gyousei.org